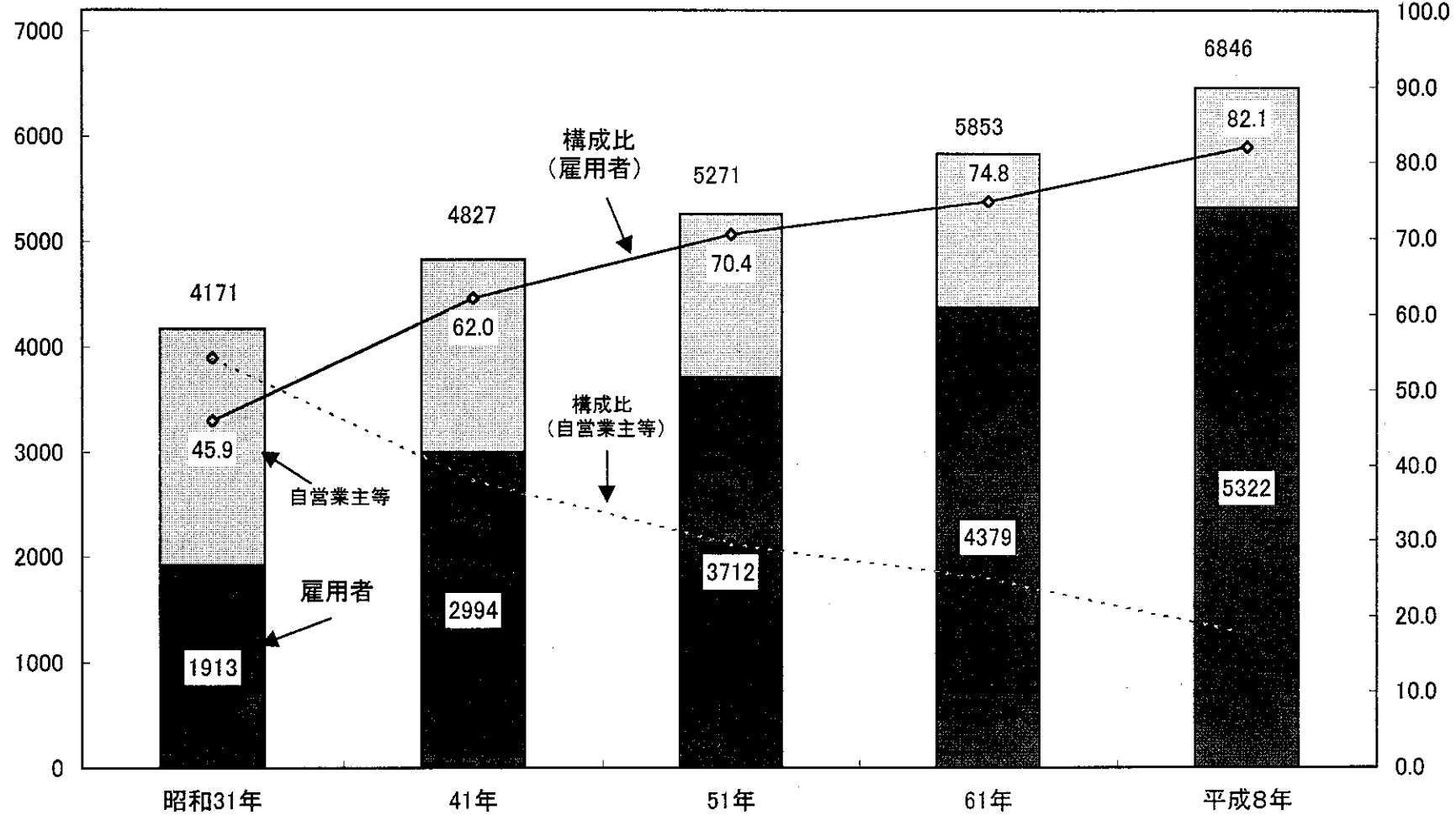


就業の雇用化の進展

単位: 万人

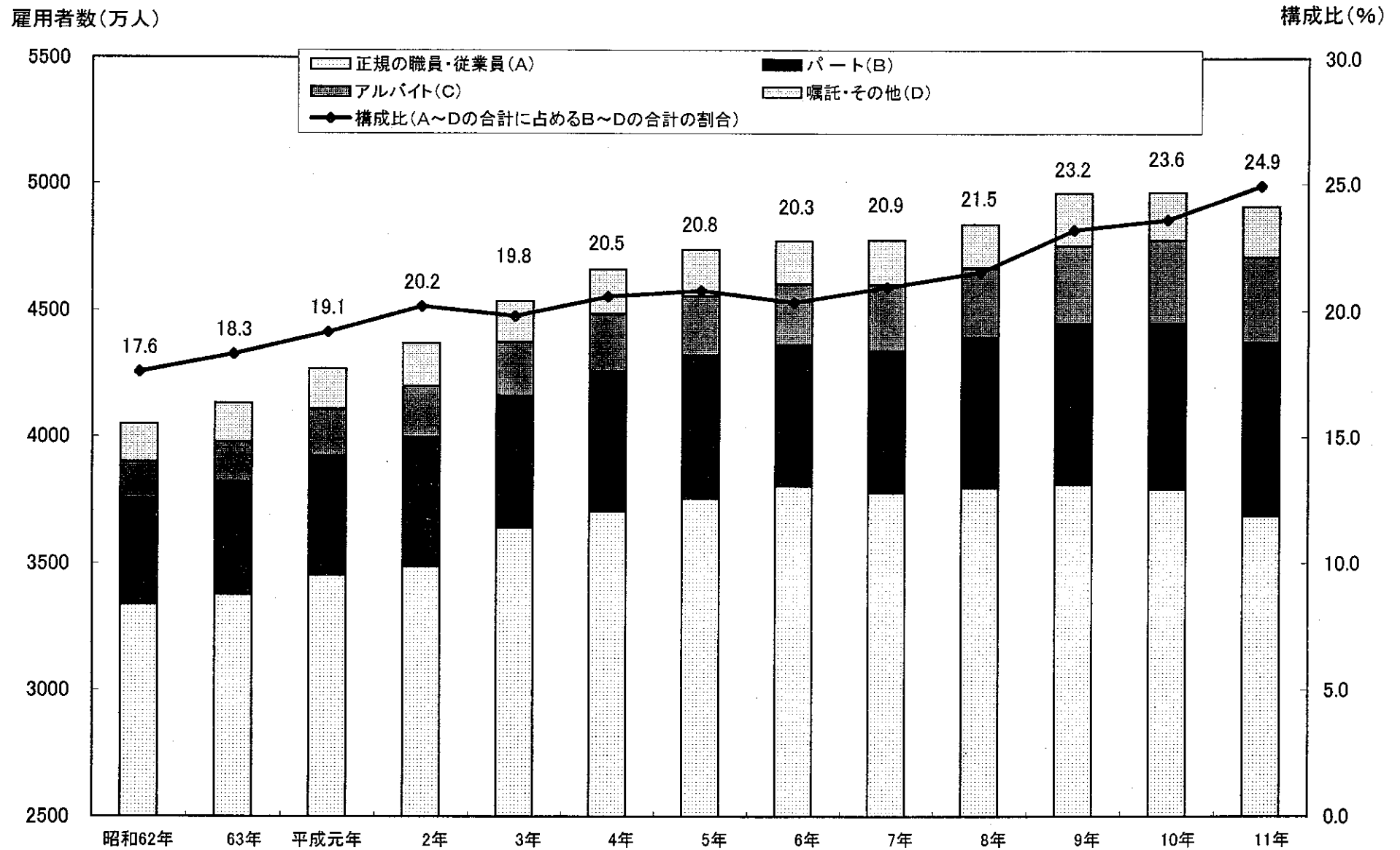
構成比: %



(注) 1 総務庁「労働力調査」による。

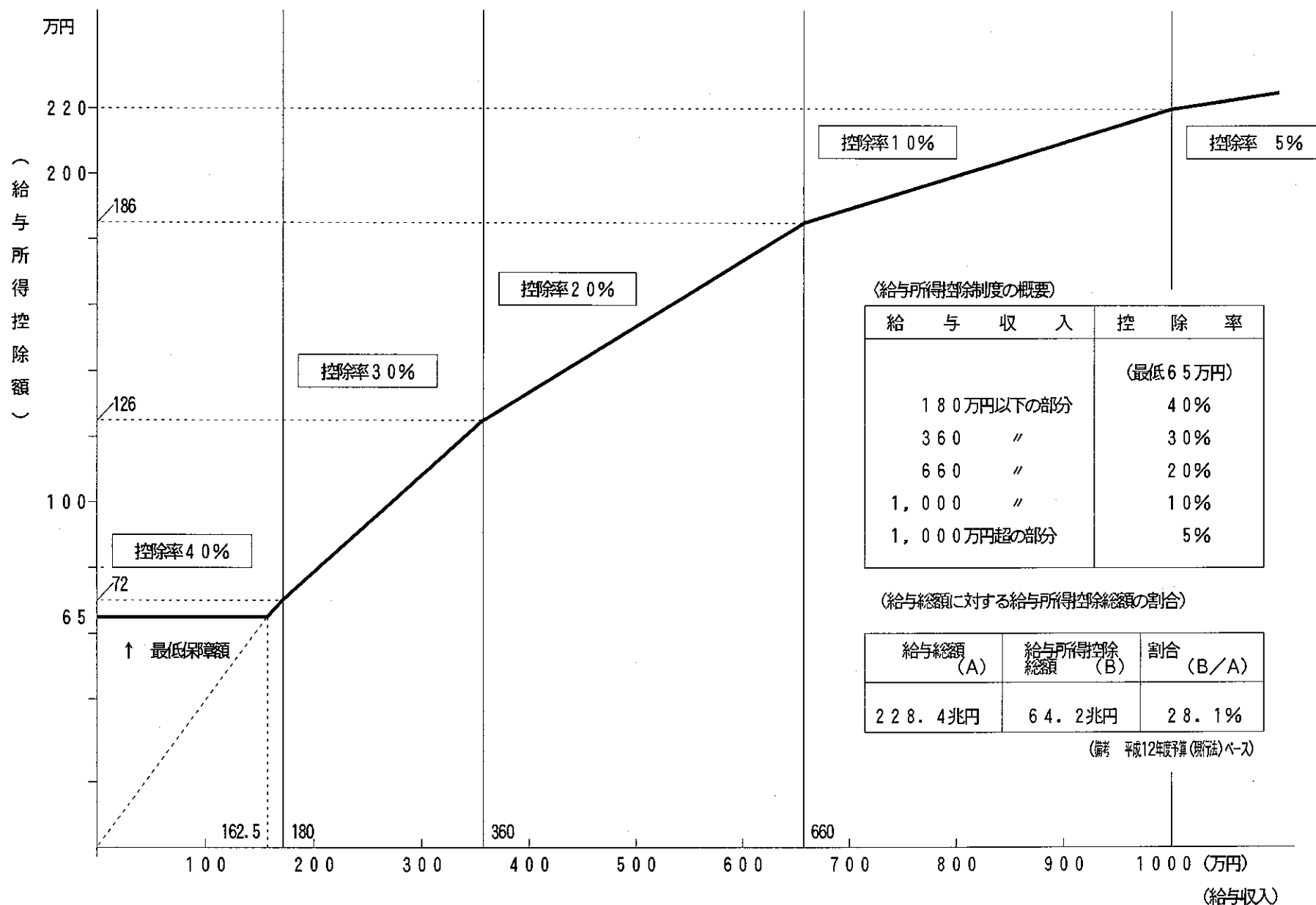
2 昭和31年、41年には沖縄県の数値が含まれていない。

雇用形態別雇用者数(役員を除く)の推移



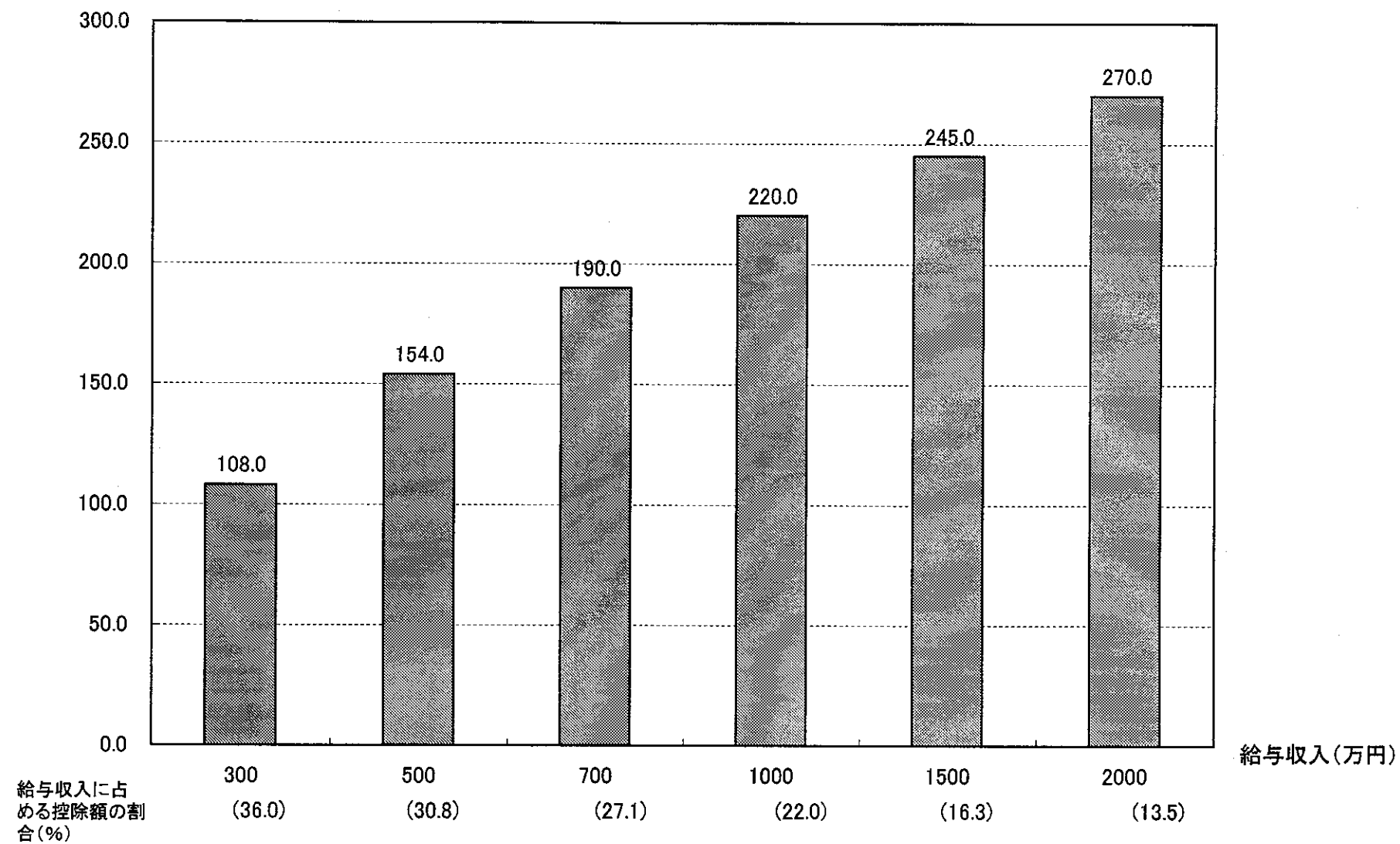
(注) 1. 総務庁「労働力調査特別調査」より作成。
2. 各年とも2月現在の計数。

給与所得控除制度 (給与収入に応じた給与所得控除額)



控除額(万円)

給与収入に応じた給与所得控除額



給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
概算控除	給与所得控除（給与収入金額に応じ、控除率：40%～5%の5段階、最低65万円）が認められる。	概算控除 （夫婦共同申告の場合） 7,350ドル（82.3万円）	なし	被用者概算控除 2,000 マルク（12万円）	必要経費概算控除（注） 社会保険料控除後の給与収入金額の10% 最低控除額 2,320フラン （4.2万円） 最高控除額 7,850フラン （140.1万円）
実額控除	通勤費等勤務に直接必要な特定支出の額が給与所得控除額を超える場合は、その超える部分につき、特定支出控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額（項目別）控除が認められる。 実額控除は、給与所得者の必要経費の他、以下のような職務以外の個人的な経費についても認められる。 ・医療・歯科費用 ・寄付金	必要経費については、実額控除が認められる。 実額控除は、以下の要件を満たすものに限って認められる。 ・適格旅費（注：通勤費は認められない） ・上記以外の職務遂行上必要不可欠な費用で、その全額が職務遂行を唯一の目的として支出されるもの	上記に代えて、必要経費については、一定の実額控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額控除が認められる。 （注） （注） なお、必要経費概算控除又は実額控除に加えて、当該控除後の所得に対して20%の給与所得控除が認められる（上限あり）。

（備考）邦貨換算は次の率による。1ドル=112円、1マルク=60円、1フラン=18円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月～11月までの実勢相場の平均値）

給与所得者の特定支出控除

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（5項目）

項 目	内 容
○ 通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
○ 転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
○ 研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
○ 資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
○ 単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

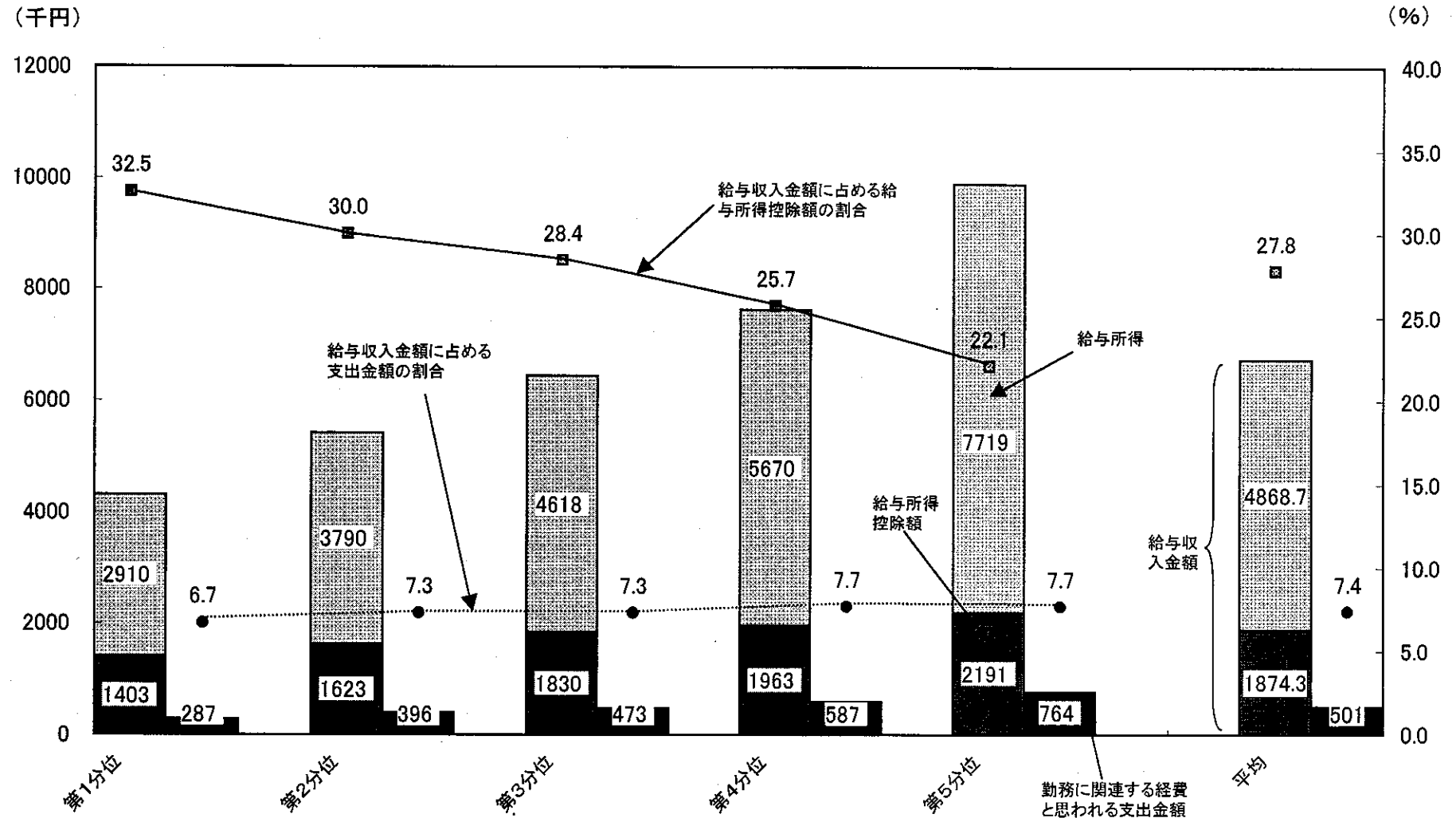
主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要（未定稿）

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
実額控除の認められる 経費の範囲				
(1) 旅 費	自己が負担した職務上の 旅費に限る。	左に同じ。	左に同じ。	左に同じ。
(2) 通 勤 費	控除を認めない。	左に同じ。	控除を認める。 ただし、自動車等による 移動の場合には、一定の限 度で控除を認める。なお、 公的交通機関を利用する場 合は、勤務先から支給を受 ける通勤費用手当は、非課 税。	控除を認める。 ただし、30km以遠から通 勤している者は、そこに居 住することが合理的な事情 によることを立証した場合 に限る。
(3) 衣 服 費	特殊な職業に従事する故 に着用を命ぜられ、かつ通 常の場所では着用されない 衣服の費用に限り控除を認 める。 例：消防士、警官の制服	職業上必要とされる特殊 な衣服の費用に限り、控除 を認める（この場合一定の 控除率が労働組合と当局と の間で協議されて決められ るのが慣例である。）。	職場でのみ着用される職 業用の衣服の費用に限る。 通常の上服は、職場で着用 されるものであっても控除 を認めない。 例：作業服、ヘルメット	特別な衣服を必要とする 職業に限り控除を認める。 例：芸人の衣装、ウェイタ ーの制服、作業服
(4) 交 際 費	雇用主が負担を要求した ことを証明した場合のみ控 除を認める。	原則として控除を認めな い。	取引観念上適当であり、 かつ、その理由と額が書面 により証明されるものは、 支出額の80%を限度として 控除を認める。	職務の遂行上必要なもの に限り控除を認める。

(5) 研 修 費	雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため、又は職務上必要な技能の維持向上を目的とする研修費用に限り、控除を認める。	ある一定の職業訓練にかかる費用に限り控除を認める。	現在の雇用に関し、職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するための費用に限り控除を認める。	職業上の資格を得るための費用、又は学位論文の準備、印刷に要する費用は控除を認める。
(6) 職業上の図書の購入費	雇用主の要求がある場合又は職務上必要な定期刊行物の講読費について控除を認める。	原則として、控除を認めない。	専ら職務の遂行上必要な専門書、専門雑誌に限りその購入費の控除を認める。	職業上必要な書籍等の購入費は控除を認める。
(7) 職業上の団体の会費	職業上の団体の会費、労働組合費は控除を認める。	一定の職業上の団体に限り控除を認める。なお、労働組合費は、控除を認めない。	営利を目的としない職業上の団体（学会、労働組合等）の会費は、控除を認める。	労働組合費は控除を認める。
(8) その他控除の認められる主な経費	転勤費用、外勤セールスマンの経費等		職業上家族と離れて二重生活をしている者について、帰省費（週1回分だけ）等、二重生活の為のやむをえない支出について控除を認める。	職業上利用する自動車の減価償却費、接待費など。

勤労者（標準世帯）の年間収入5分位階級別1世帯当たり
給与所得控除額と勤務に関連する経費と思われる支出金額

（主税局試算）



- （備考）1 「家計調査」（総務庁統計局）の「4人世帯＜有業者1人＞年間収入5分位階級別1世帯当たりの支出金額、購入数量及び平均価格」より作成
2 給与所得控除額は各分位の平均年間収入額から算出

(参考) 勤労者世帯(標準世帯)の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調(平成10年)

- ・ この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかといわれることがある支出の含まれていると思われる品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである(支出品目は従来から同一のものを使用している。)
- ・ したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、勤務に関連する部分もあるのではないかと いわれる支出であっても、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B)
		衣 料 品	身の回り品	理容・洗濯	文 具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	(A)
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 512)	4,313	20,303	9,947	11,861	1,212	43,720	191,533	8,521	287,097	6.7
II (~ 621)	5,413	22,866	14,386	20,962	2,007	52,603	270,287	13,163	396,274	7.3
III (~ 736)	6,448	27,224	16,424	21,520	2,567	65,613	325,155	14,910	473,413	7.3
IV (~ 890)	7,633	42,728	18,934	29,663	3,081	69,147	406,283	17,270	587,106	7.7
V (890~)	9,910	61,735	27,464	35,012	2,499	90,557	522,677	23,865	763,809	7.7
平 均	6,743	34,969	17,433	23,804	2,273	63,928	343,187	15,545	501,139	7.4
支 出 品 目 別 内 訳		背広、男子 コート、男 子ズボン、 男子ワイシ ャツ、他の 男子シャツ	男子靴下、 男子靴、大 人雨靴、傘 ネクタイ、 他のバック	理髪料、洗 濯代	筆記・絵画 用具	新聞、教科 書・学習参 考教材、書 籍	こづかいの 内訳は不明			

- (備考) 1 この表は「家計調査」(総務庁統計局)の「4人世帯<有業者1人>年間収入5分位階級別1世帯当たりの支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
- 2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
- 3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

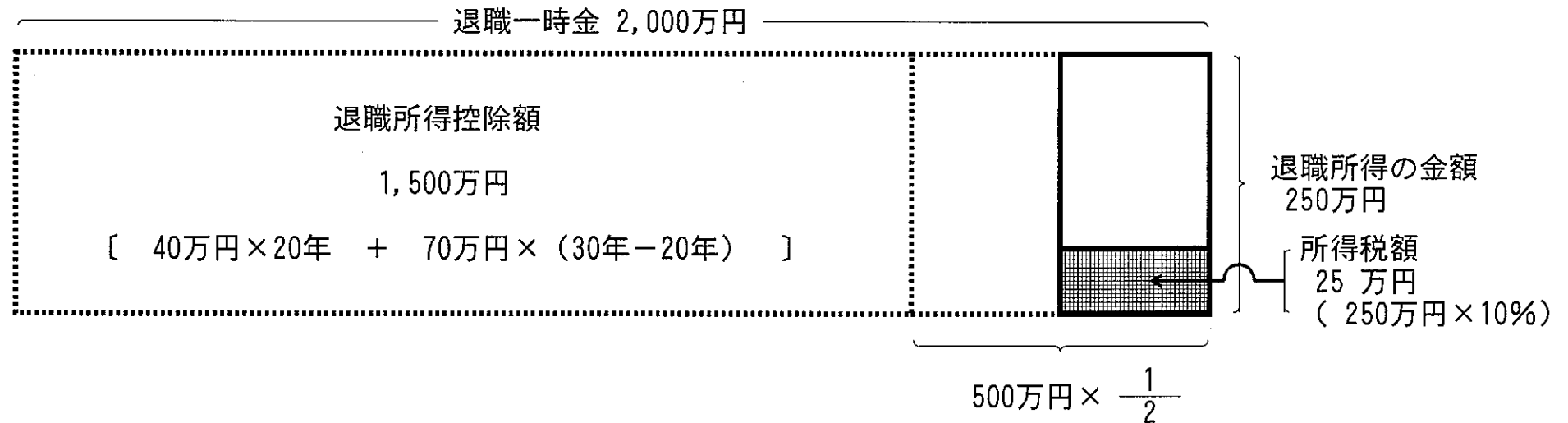
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

課税所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	—
900 "	20%	33万円
1,800 "	30%	123 "
1,800万円超	37%	249 "

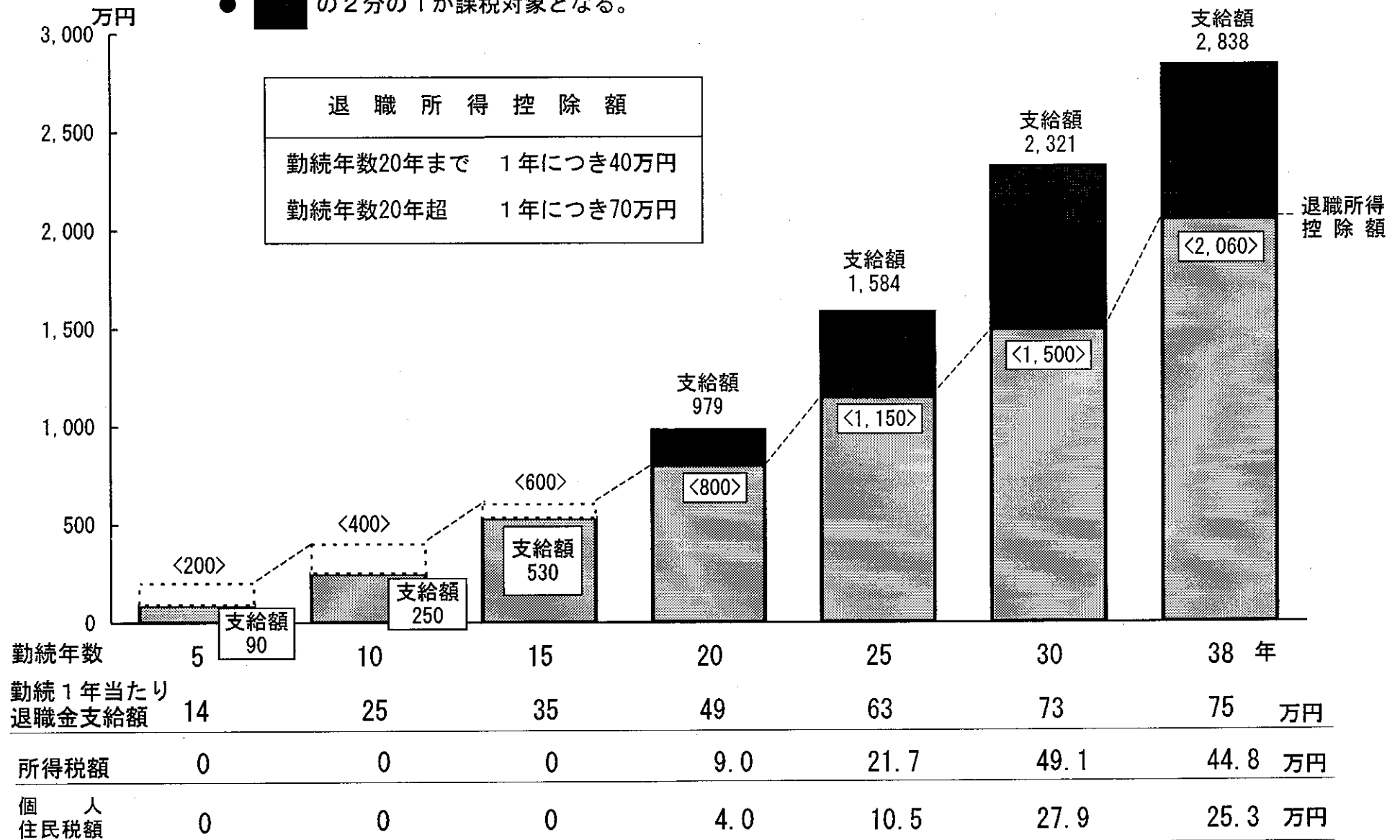
(例) 勤続年数 30 年の場合



モデル退職金の支給状況と退職所得控除額、所得税額・個人住民税額

(退職金支給額)

● ■ の2分の1が課税対象となる。



(注) 上記のモデル退職金は、大卒、事務・技術労働者、男子、会社都合による退職を前提としたものである。

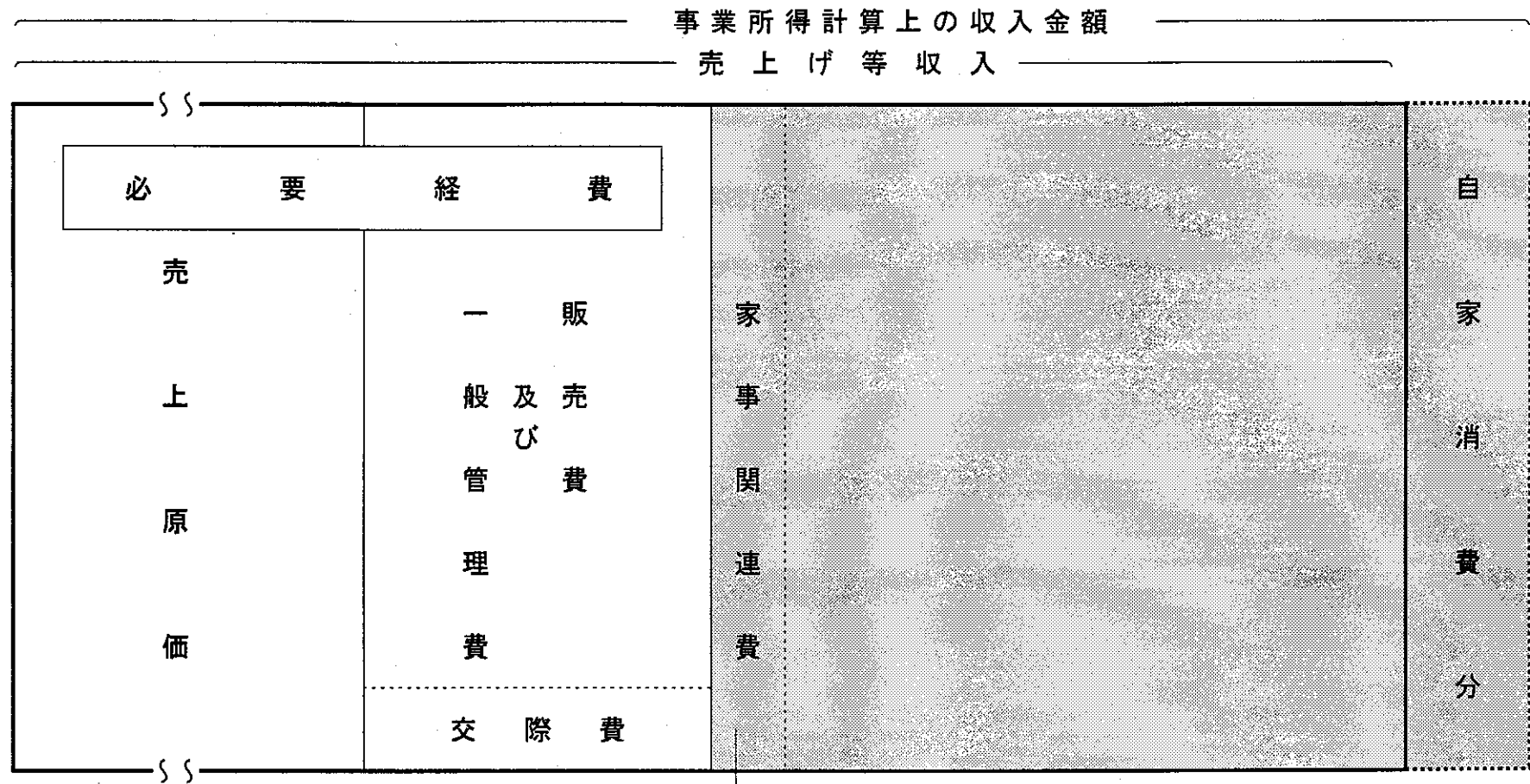
(中央労働委員会「平成9年退職金、年金及び定年制事情調査」)

各国における退職金課税（未定稿）

ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1985年12月31日以前に50歳以上に達していた者についてのみ、10分10乗等の特例措置が認められる。 給付額から一定額を差し引いた額の10分の1に独自の税率表をあてはめて算出した税額を10倍する。	30,000ポンド（540万円）の控除が認められる。	3分3乗方式 退職金の3分の1に他の所得を合算し、算出した所得税額から、他の所得のみで算出した所得税額を引いた額の3倍を退職金に係る所得税額として課税する。	20,000フラン（36万円）の控除が認められる。

邦貨換算率は、1ポンド＝180円、1フラン＝18円。

事業所得（イメージ図）



→ (例) 水道光熱費（日常生活使用分）
 減価償却費（家屋の住居部分、自動車の自己使用分等）
 固定資産税（住居部分）

等

事業所得者に係る各種控除

	事業収入金額(売上)						課税所得
	必要経費	専従者(配偶者)の給与(青色事業)	専従者(子供)の給与(白色事業)	基礎控除	社会保険料	控除等	
白色事業所得者		86	50	38			
青色事業所得者		配偶者への給与(※)	子供への給与(※)	基礎控除	青色申告特別控除	社会保険料	
				55	38		

申告納税

※ 給与所得控除適用あり

利用者1人当たりの平均専従者数 1.2人

専従者1人当たりの平均給与額 225万円(注)

(参考) サラリーマン(給与所得者)の場合

	給与収入金額					課税所得
	給与所得控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除	
	(最低65万円)	38	最高38	38	38	

源泉徴収(天引き)

(注)「税務統計速報」(平成10年分)による。